

第4回「令和7年11月18日大分市佐賀関の大規模火災被災者義援金」配分委員会審議結果（被災者義援金の第4次配分について）

1 配分原資

大分県、日本赤十字社大分県支部、大分県共同募金会に寄せられた義援金を配分原資とする。

2 義援金の受入状況

(1) 募集期間 令和7年11月20日（木）～ 令和8年6月30日（火）

(2) 受入額 690,557,568円（3次配分時 484,228,526円）

(内訳)

大分県	285,528,568円	(174,666,571円)
日本赤十字社	347,046,140円	(259,326,336円)
共同募金会	57,982,860円	(50,235,619円)

3 配分計画

(1) 配分対象・配分基準

①全壊：②半壊：③一部損壊 = 10：5：1となるよう設定

区分		配分 単価	配分額			
			1次	2次	3次	4次 (今回)
住家被害 (1世帯あたり)	全壊	720万円	150万円	130万円	220万円	220万円
	半壊	360万円	75万円	65万円	110万円	110万円
	一部損壊	72万円	15万円	13万円	22万円	22万円

(2) 今回配分額（総額） 2億570万円（6億8,770万円）

(3) 配分方法

①県は、本配分委員会の決定を受け、大分市に配分計画を示し、すみやかに義援金を配分

②大分市は、本配分委員会で決定された配分計画に基づき、被災者に配分

(4) 今後の予定

義援金の募集期間を令和8年6月30日(火)までとしており、募集終了後に最後の配分委員会を開催予定